

知床半島における携帯電話の不感地帯解消の必要性



<必要性について>

①漁業者等を対象とした、緊急時及び遭難救助時の連絡手段の確保

→天候の急変や予期せぬ船舶のトラブル、携帯電波とGPS機能による緊急連絡ツール

②漁業者等を対象とした、緊急情報や気象情報等のタイムリーな入手

→地震・津波速報等の受信、急激な天候変化に備えた風速・波浪・流氷等の予報の確認

➡ 漁業は羅臼町の基幹産業であり、漁業者の安全・安心の確保は地域活性化にとって不可欠

<手法について>

✓ 上記①については、漁業無線又は衛星携帯により、一部は対応可能だが一部は対応困難

→衛星携帯は電波状況が不安定な他、漁業者等が操作に不慣れのため緊急時の使用に懸念がある

→ウニ漁、昆布漁などの船外機船では、波風を避けられないため漁業無線の設置は難しい

✓ 上記②については、漁業無線又は衛星携帯では対応困難

→漁業無線を設置している船内機船に関しても、不感地帯の解消は必要

➡ 自然環境の保全に最大限配慮しつつ、携帯電話基地局の整備が必要
(上記①②を達成可能な他の現実的な手段はないと認識)



冬季の操業



船外機船（ウニ漁）

知床半島における携帯電話の不感地帯解消の必要性



■ 羅臼町における、携帯電話不感地帯での2023年度操業実績

・ウニ漁	4月～6月	31隻
・昆布漁	7月～8月	75隻
・サケ定置		9ヶ統
・小定置		9ヶ統
・ナマコ潜水		10隻

羅臼漁業協同組合への聞き取り

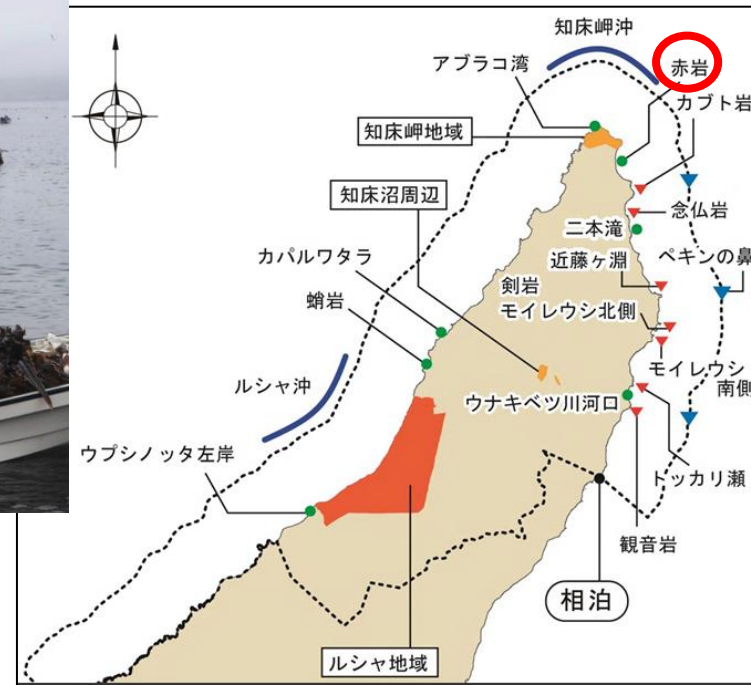
※ 昆布漁の75隻は、漁業権を有している隻数であり、採取した昆布を運搬するための船を含めると、上記より多くの漁船が不感地帯で操業している

※ 半島先端部の赤岩地区は、伝統的に昆布の優良な漁場
ウニ漁・昆布漁は、毎年の漁場の状況により操業エリアを変えるため、上記より多くの漁船が不感地帯で操業する可能性もある
(2023年の着業隻(者)数：ウニ漁70隻、昆布漁143隻)

※ 上記は沿岸漁業を対象としており、このほかにも、刺網漁等の一部も不感地帯で操業している



船外機船 (昆布漁)



環境省資料より抜粋

■ 2022年度における漁船の通信状況 (水産庁資料)

根拠地	船内機船			船外機船			合計		
	漁業無線	携帯電話のみ	計	漁業無線	携帯電話のみ	計	漁業無線	携帯電話のみ	計
羅臼町	151	61	212	72	548	620	223	609	832
機船毎割合	71%	29%	212	12%	88%	620	27%	73%	832

※ 漁業無線を設置している船舶223隻についても、緊急情報や気象情報等のタイムリーな入手のため、不感地帯の解消が必要

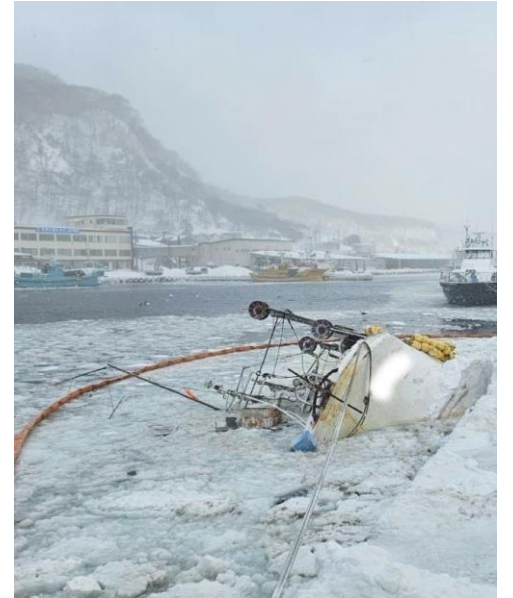
知床半島における携帯電話の不感地帯解消の必要性



■近年の事故・危険事例（船外機での事例や不感地帯周辺での事例）

- ✓ 春日町沖で操業していたウニ漁にて、急な横波と風により船外機が転覆してしまったため、僚船に引き上げてもらい、曳航されて帰港（令和3年）。
- ✓ 観音岩付近で操業していたウニ漁にて、潜水士がトラブルにより負傷。負傷者を救助したうえで、相泊漁港へ向け航行させ、既存エリアに侵入後、携帯電話で救急車を要請（令和4年）。
- ✓ ペキンの鼻付近で操業していた刺網漁船が、誤って自船の漁網をプロペラ部に巻き込んでしまい、僚船に曳航されて帰港（令和4年）。
- ✓ 知床岬方面で操業していた刺網漁船が、誤って岩礁に乗り上げてしまったため、僚船の協力を得て岩礁帯を離脱し、帰港（令和5年）。
- ✓ 春日町沖で操業していた昆布漁にて、操業中に船外機が停止してしまったため、僚船に曳航されて帰港（令和6年）。

※携帯電話の既存エリアやその付近で操業していた事例、漁業無線を設置していた船内機船の事例であったため、大事には至っていないが、同様の危険性は不感地帯で操業している船外機船等も有している。



事故等の危険性（イメージ）

■国等への要望（根室地方総合開発期成会（令和4年7月22日））

<知床半島及び海域における防災用通信機能の強化>

- ・知床半島及び周辺海域の通信機能不通エリアにおける緊急時連絡機能の確立（自然景観や環境に配慮した通信エリアの拡大又は通信手段の確立）
- ・知床半島の地勢に起因する漁業活動の漁業者や、観光船（旅客）事業者、先端部利用トレッカーの事故や傷病者等の事案発生時における連絡機能の強化と迅速な救助活動体制の確立